

自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領

(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)

	平成10年6月17日	自保第128号の2
改正	平成16年4月7日	国自総第 13号
改正	平成17年3月31日	国自総第549号
改正	平成18年3月31日	国自総第597号
改正	平成19年3月23日	国自総第554-2号
改正	平成20年3月14日	国自総第482号
改正	平成21年5月18日	国自旅第 37号
改正	平成22年3月19日	国自旅第327号
改正	平成23年3月25日	国自旅第229号
改正	平成24年3月30日	国自安第 96号
改正	平成25年5月15日	国自技第 15号
改正	平成25年7月30日	国自技第 78号
改正	平成26年6月19日	国自安第 33号
改正	平成27年6月24日	国自技第 83号
改正	平成28年6月24日	国自安第 61号
改正	平成28年11月25日	国自安第 167号
改正	平成29年6月29日	国自技第 61号
改正	平成30年7月27日	国自安第 79号
改正	令和元年9月17日	国自安第 92号

この要領は、自動車事故対策費補助金のうち、自動車運送事業の安全総合対策事業に係る補助金の交付に関して、自動車事故対策費補助金交付要綱（昭和55年9月12日付け自保第151号。以下「交付要綱」という。）のうち、事故防止対策支援推進事業にかかる実施細目を以下のとおり定めるものである。

1. 用語

この要領において使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

2. 自動車事故対策費補助金交付申請書（交付要綱第4条第1項関係）

交付要綱第4条第1項の自動車事故対策費補助金交付申請書（交付要綱第1号様式）の記載事項等は、次のとおりとする。

- (1) 「1. 補助対象事業の種別」の欄には、「自動車運送事業の安全総合対策事業」と記入すること。
- (2) 「2. 補助対象事業の内容」の欄には、「社内安全教育の実施に対する支援」と記入すること。

なお、別紙5の様式に従い必要事項を記入して添付すること。

- (3) 「3. 補助対象経費」の欄には、補助対象経費の総額を記入し、別紙6の様式

に従い必要事項を記入して添付すること。

(4) 添付書類

- ① 「5. (1)申請者の営む主な事業及びその内容」及び「5. (2)申請者の資産及び負債に関する事項」

旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条又は貨物自動車運送事業報告規則（平成2年11月29日運輸省令第33号）第2条に掲げる事業報告書（以下「事業報告書」という。）の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等を添付すること。

- ② 「その他補助金の交付に関して参考となる書類」

次のア～エの各書類を添付すること。

ア 交付要綱別表（注）4. の事項について記載した書類

イ 事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援に限る。）の交付を受けようとする者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合であることを証する書類（事業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等）

（注）中小企業基本法第2条第1項第1号：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

中小企業等協同組合法第3条：中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 一の二 事業協同小組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

ウ 社内安全教育の実施に対する支援の交付を受けようとする複数の者が共同して申請する場合には、当該コンサルティングの費用負担について交付を受けようとする複数の者の間で取り決めた契約書

エ 上記以外の参考書類（補助対象経費の算出の基礎となる見積書及び仕様書等）

3. 自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書（交付要綱第4条第3項関係）

交付要綱第4条第3項の自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書（交付要綱第1の3号様式）記載事項等は、次のとおりとする。

- (1) 「1. 補助対象事業の内容」の欄には、次のいずれかを記入すること。

- ①先進安全自動車（A S V）の導入に対する支援
- ②運行管理の高度化に対する支援
- ③過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

なお、①にあっては別紙1又は2、②にあっては別紙3、③にあっては別紙4の様式に従い必要事項を記入して添付すること。

(2) 「2. 補助対象経費」の欄には、補助対象経費の総額を記入すること。

(3) 添付書類

- ① 「4. (1)申請者の営む主な事業及びその内容」及び「4. (2)申請者の資産及び負債に関する事項」

旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条又は貨物自動車運送事業報告規則（平成2年11月29日運輸省令第33号）第2条に掲げる事業報告書（以下「事業報告書」という。）の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等を添付すること。（補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、貸し渡し先の自動車運送事業者の事業報告書とともに、申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類を添付すること。）

- ② 「その他補助金の交付に関して参考となる書類」

次のア～カの各書類を添付すること。

ア 交付要綱別表（注）4. の事項について記載した書類（補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、貸し渡し先の自動車運送事業者が作成したもの）

イ 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、貸付料金の算定根拠明細書（補助金の適用を受けない場合の金額と、補助金の適用を受けた場合の金額を併記すること）

ウ 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者であって、当初のリース契約期間が自動車事故対策費補助金により取得した財産の処分の制限期間に満たない場合は、その契約期間満了後も取得より財産の処分の制限期間を満たすまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことが確実に見込まれることを証する書類

(財産処分の制限期間)

当該補助対象となる機器の貸し渡し先 補助対象となる機器	一般貸切旅客自動車運送事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者	一般乗用旅客自動車運送事業者	特定旅客自動車運送事業者（補助対象となる機器を設置する事業用自動車の乗車定員が11名以上）	特定旅客自動車運送事業者（補助対象となる機器を設置する事業用自動車の乗車定員が11名未満）	貨物自動車運送事業者
先進安全自動車（A S V）	5年	5年	4年	5年	4年	4年
デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダー、過労運転防止に資する機器等	5年	5年	5年	5年	5年	5年

エ 先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援及び運行管理の高度化に対する支援の交付を受けようとする者（リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者）が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合であることを証する書類（事業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等）

（注）中小企業基本法第2条第1項第1号：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
中小企業等協同組合法第3条：中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 一の二 事業協同小組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

オ 先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援の交付を受けようとする者が、同一事業において、国が交付する他の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。）を受けていないこと及び当該補助金の交付を受ける場合には、国が交付する他の補助金を受けないことを証する書類

カ 上記以外の参考書類（補助対象経費の算出の基礎となる仕様書等）

③ 「補助事業が完了したことを確認するに足りる書類」は次のア～ウの書類とする。ただし、先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援に係る申請において、このうちアの書類を添付することができないときは、アの書類に代えて補助事業に係る契約先からの補助対象経費の内訳確認が可能な代金支払請求書を添付するものとするが、後日提出しなければならない。

ア 補助対象事業の実施に要した経費を支出したことを証する書類

（当該支出の方法については、振込、現金又は小切手によるものを原則とするが、振出日から3か月以内に支払期日（満期日）が到来する約束手形（本人手形に限る。）についても認めることとする。なお、相殺（債権債務の相殺消去）によるものは認めない。）

イ 宣誓書の補助対象事業の実施に要した経費を申請者が自ら支出したことを

証明する確約（ただし補助対象経費がアと同額であれば記載不要）
 ウ 次表に掲げる事業の種別ごとに○を付した書類（先進安全自動車（A S V）の導入に対する支援は「車両」とする。）

事業の種別		自動車検査証の写し	納品書の写し	購入・整備した物品等の写真等（装置が装着されていることを証する書類）	契約書、完了調書等事業の実施を証する書類	調査等の報告書
物品等の購入・整備	車 両	○	○	○		
	その他	○		○		
コンサルティング					○	○
調査事業等（委託契約等により実施する事業）				(○)	○	○

4. 補助対象事業実績報告書（交付要綱第10条関係）

交付要綱第10条の補助対象事業実績報告書（交付要綱第7号様式）の「3. 完了した補助対象事業の概要」には、「令和元年度自動車運送事業の安全総合対策事業実績報告書のとおり」と記入し、別紙7の様式に従い必要事項を記入して添付すること。

なお、別紙7に添付する「補助事業が完了したことを確認するに足りる書類」は、次の(1)～(3)の書類とする。

(1) 補助対象事業の実施に要した経費を支出したことを証する書類（当該支出の方法については、振込、現金又は小切手によるものを原則とするが、振出日から3か月以内に支払期日（満期日）が到来する約束手形（本人手形に限る。）についても認めることとする。なお、相殺（債権債務の相殺消去）によるものは認めない。）

(2) 補助対象事業の実施に要した経費を預貯金口座から支出したことを証する通帳の写し又は振込証明書の写し

(3) 次表に掲げる事業の種別ごとに○を付した書類

事業の種別		自動車検査証の写し	納品書の写し	購入・整備した物品等の写真等（装置が装着されていることを証する書類）	契約書、完了調書等事業の実施を証する書類	調査等の報告書
物品等の購入・整備	車 両	○	○	○		
	その他	○		○		
コンサルティング					○	○
調査事業等（委託契約等により実施する事業）				(○)	○	○

(4) 上記以外の参考書類

附則

1. 自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領（自動車事故防止事業－都道府県バス協会の部）（平成9年5月30日付け自保第126号の2）は廃止する。

附則（平成16年4月7日付け国自総第13号）

1. この要領は、平成16年度の補助金から適用する。

附則（平成17年3月31日付け国自総第549号）

1. この要領は、平成17年度の補助金から適用する。ただし、2.（4）②ウの書類に記載するオムニバスタウン計画に係る成果目標については、平成17年度以降2か年度以上の計画期間を有しているオムニバスタウン計画及び平成17年4月1日以降に指定を受けるオムニバスタウン計画に係るものに限るものとする。

附則（平成18年3月31日付け国自総第597号）

1. この要領は、平成18年度の補助金から適用する。

附則（平成19年3月23日付け国自総第554－2号）

1. この要領は、平成19年度の補助金から適用する。

附則（平成20年3月14日付け国自総第482号）

1. この要領は、平成20年度の補助金から適用する。

附則（平成21年5月18日付け国自旅第37号）

1. この要領は、平成21年5月18日から適用する。

附則（平成22年3月19日付け国自旅第327号）

1. この要領は、平成22年度の補助金から適用する。

附則（平成23年3月25日付け国自旅第229号）

1. この要領は、平成23年度の補助金から適用する。

附則（平成24年3月30日付け国自安第96号）

1. この要領は、平成24年度の補助金から適用する。

附則（平成25年5月15日付け国自技第15号）

1. この要領（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援に係る分）は、平成25年度の補助金から適用する。

附則（平成25年7月30日付け国自技第78号）

1. この要領は、平成25年度の補助金から適用する。

附則（平成26年6月19日付け国自安第33号）

1. この要領は、平成26年度の補助金から適用する。

附則（平成27年6月24日付け国自技第83号）

1. この要領は、平成27年度の補助金から適用する。

附則（平成28年6月24日付け国自安第61号）

1. この要領は、平成28年度の補助金から適用する。

附則（平成28年11月25日付け国自安第167号）

1. この要領は、平成28年度の補助金のうち、平成28年12月1日以降に申請のあった補助金から適用する。

附則（平成29年6月29日付け国自技第61号）

1. この要領は、平成29年度の補助金から適用する。

附則（平成30年7月27日付け国自安第79号）

1. この要領は、平成30年度の補助金から適用する。

附則（令和元年9月17日付け国自安第92号）

1. この要領は、令和元年度の補助金から適用する。

【交付申請書兼実績報告書(第1の3号様式)に添付する交付申請兼報告書の様式(事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入支援)に限る。)】

別紙1

令和元年度 自動車運送事業の安全総合対策事業交付申請書兼実績報告書

1. 補助事業に要した経費

経費名	経費配分額	経費使用明細書	
		基数	単価
()衝突被害軽減ブレーキの導入	円	両	円
()ふらつき注意喚起装置 ()車線逸脱警報装置 ()車線維持支援制御装置の導入	円	両	円
()車両安定性制御装置の導入	円	両	円
()ドライバー異常時対応システムの導入	円	両	円
()先進ライトの導入	円	両	円
()側方衝突警報装置の導入	円	両	円
合計	円		

*経費使用明細書の根拠となる内訳書等を添付すること。

2. 収入等予定額明細表

収入区分	金額	内訳	
		収入済額	収入未済額
① 国庫補助金申請額	円	円	円
② ①③以外の者の負担額	円	円	円
③ 補助事業者の負担額	円	円	円
合計(=補助対象経費配分額合計)	円	円	円

※国庫補助金の額の算出基礎 (トラック・バス・タクシー)

- 内訳 A 衝突被害軽減ブレーキ：(3.5t超20t以下のトラック・12t以下のバス)
 1 車両あたり _____ 円×1/2=_____ 円 上限額：100,000円(トラック)
 150,000円(バス)
- B ふらつき注意喚起装置等：(3.5t超のトラック(13t超トラック含)
 ・バス・タクシー)
 1 車両あたり _____ 円×1/2=_____ 円 上限額：50,000円
- C 車両安定性制御装置：(3.5t超20t以下のトラック・5t超12t以下のバス)
 1 車両あたり _____ 円×1/2=_____ 円 上限額：100,000円
- D ドライバー異常時対応システム：(バス)
 1 車両あたり _____ 円×1/2=_____ 円 上限額：100,000円
- E 先進ライト：(3.5t超のトラック(13t超トラック含))
 1 車両あたり _____ 円×1/2=_____ 円 上限額：100,000円
- F 側方衝突警報装置：(3.5t超のトラック・バス)
 1 車両あたり _____ 円×1/2=_____ 円 上限額：50,000円

□G 1 車両あたり合計 (□A+□B+□C+□D+□E+□F) _____円 上限額：150,000円(トラック)
300,000円(バス)

【国庫補助金額合計】 □G _____円× _____両 = _____円

- ※1 1 車両あたりの額が異なるなど上記により難しい場合は、「内訳は別紙のとおり」と記入のうえ別紙を添付すること。
- ※2 消費税は含まずに算出すること
- ※3 国庫補助金申請額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には、100円未満の金額を切り捨てる。

3. 完了した補助対象事業の概要（整備実績（整備地域・営業所、車両数等）の概略を記載する。）

営業所名等 _____ 両
_____ 両 合計 _____ 両

4. 補助事業の完了年月日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

*その他補助事業が完了したことを確認するに足りる書類（車検証の写し等）を添付すること。

5. 担当者連絡先等

(1) 申請者法人番号：

(2) 担当者所属部署

所属部署：(住所) _____ ー _____
(部署名)

担当者名：

連絡先：(TEL)

(FAX)

【交付申請書兼実績報告書(第1の3号様式)に添付する交付申請兼報告書の様式(事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入支援)に限る。)】

別紙2

令和元年度 自動車運送事業の安全総合対策事業交付申請書兼実績報告書

1. 補助事業に要した経費

経費名	経費配分額	経費使用明細書	
		基数	単価
()衝突被害軽減ブレーキの導入	円	両	円
()ふらつき注意喚起装置 ()車線逸脱警報装置 ()車線維持支援制御装置の導入	円	両	円
()車両安定性制御装置の導入	円	両	円
()ドライバー異常時対応システムの導入	円	両	円
()側方衝突警報装置の導入	円	両	円
合計	円		

*経費使用明細書の根拠となる内訳書等を添付すること。

2. 収入等予定額明細表

収入区分	金額	内訳	
		収入済額	収入未済額
① 国庫補助金申請額	円	円	円
② ①③以外の者の負担額	円	円	円
③ 補助事業者の負担額	円	円	円
合計(=補助対象経費配分額合計)	円	円	円

※国庫補助金の額の算出基礎 (バス)

内訳 A 衝突被害軽減ブレーキ：(12t以下のバス)

1車両あたり _____円×1/3= _____円 上限額：100,000円

B ふらつき注意喚起装置等：(バス)

1車両あたり _____円×1/3= _____円 上限額：33,000円

C 車両安定性制御装置：(5t超12t以下のバス)

1車両あたり _____円×1/3= _____円 上限額：67,000円

D ドライバー異常時対応システム：(バス)

1車両あたり _____円×1/3= _____円 上限額：67,000円

E 側方衝突警報装置：(バス)

1車両あたり _____円×1/3= _____円 上限額：33,000円

F 1車両あたり合計 (A+B+C+D+E) _____円 上限額：200,000円

【国庫補助金額合計】 F _____円× _____両= _____円

※1 1車両あたりの額が異なるなど上記により難しい場合は、「内訳は別紙のとおり」と記入のうえ別紙を添付すること。

※2 消費税は含まずに算出すること

※3 国庫補助金申請額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には、100円未満の金額を切り捨てる。）

3. 完了した補助対象事業の概要（整備実績（整備地域・営業所、車両数等）の概略を記載する。）

営業所名等 _____ 両
_____ 両 合計 _____ 両

4. 補助事業の完了年月日

令和 ____年 ____月 ____日

*その他補助事業が完了したことを確認するに足りる書類（車検証の写し等）を添付すること。

5. 担当者連絡先等

(1)申請者法人番号：

(2)担当者所属部署

所属部署：(住所) 千 _____ ー _____
(部署名)

担当者名：

連絡先：(TEL)

(FAX)

【交付申請書兼実績報告書(第1の3号様式)に添付する報告書の様式(事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援)に限る。)]

別紙3

令和元年度 自動車運送事業の安全総合対策事業交付申請書兼実績報告書

1. 補助事業に要した経費

経費名	経費配分額(税抜)	経費使用明細書		
		機器名	台数	単価(税抜)
()デジタル式運行記録計の取得				
()映像記録型ドライブレコーダーの取得				
()デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの取得				

*経費使用明細書の根拠となる明細書、仕様書等を添付すること。

2. 収入等予定額明細表

収入区分	金額(税抜)	内訳(税抜)	
		収入済額	収入未済額
① 国庫補助金申請額※1			
② ①③以外の者の負担額			
③ 補助事業者の負担額			
合計(=補助対象経費配分額合計)			

国庫補助金申請額の算出基礎※2

※1 「①国庫補助金申請額」の算出において、最終的に100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。

※2 「①国庫補助金申請額」の算出において、算出基礎が複雑な場合等は、「内訳は算出基礎別紙」と記入のうえ、算出基礎別紙を添付すること。

5. 担当者連絡先等

(1) 申請者法人番号:

(2) 担当者所属部署:

所属部署:(住 所) 〒 _____

(部署名)

担当者名:

連絡先 : (TEL)

(FAX)

【交付申請書兼実績申請書(第1の3号様式)に添付する報告書の様式(事故防止対策支援推進事業(過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援)に限る。)】

別紙4

令和元年度 自動車運送事業の安全総合対策事業交付申請書兼実績報告書

1. 補助事業に要した経費

経 費 名	経費配分額(税抜)	経 費 使 用 明 細 書		
		機 器 名	台 数	単 価(税抜)
()ITを活用した点呼機器の取得				
()運行中における運転者の疲労状態を測定する機器の取得				
()休息期間中における運転者の睡眠状態等を測定する機器の取得				
()運行中の運行管理機器の取得				

*経費使用明細書の根拠となる明細書、仕様書等を添付すること。

2. 収入等予定額明細表

収 入 区 分		金 額(税抜)	内 訳(税抜)	
			収入済額	収入未済額
①	国庫補助金申請額※1			
②	①③以外の者の負担額			
③	補助事業者の負担額			
	合計(=補助対象経費配分額合計)			

※国庫補助金申請額の算出基礎※2

※1 「①国庫補助金申請額」の算出において、最終的に100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。

※2 「①国庫補助金申請額」の算出において、算出基礎が複雑な場合等は、「内訳は算出基礎別紙」と記入のうえ、算出基礎別紙を添付すること。

3. 完了した補助対象事業の概要

○導入した機器に関し、以下の表に記入すること。

○記入欄が不足する場合は、行を追加して記入すること。また、製品番号等が不明の場合は該当欄を空欄とし、別紙(当該機器を撮影した写真、車両写真前後)を添付すること。

○補助申請者がリース事業者の場合:貸し付け先運送事業者名()

車載機

(該当に○を付けて下さい: ①IT 点呼機器 ・ ②運行中の疲労測定機器 ・

③休息中の睡眠測定機器 ・ ④運行中の運行管理機器)

営業所	取付ける車両の登録番号 (計 台)	導入した車載器		
		メーカー	型 式	製品番号(シリアル)等

事業所用機器

(該当に○を付けて下さい: ①IT 点呼機器 ・ ②運行中の疲労測定機器 ・

③休息中の睡眠測定機器 ・ ④運行中の運行管理機器)

営業所	事業所用機器名		
	メーカー	型 式	製品番号(シリアル)等

4. 補助事業の完了年月日 令和 年 月 日

(全ての補助対象機器が取り付けられ、支払いも完了した日以降の年月日)

5. 担当者連絡先等

(1) 申請者法人番号:

(2) 担当者所属部署:

所属部署:(住 所) 〒 _____

(部署名)

担当者名:

連絡先 : (TEL)

(FAX)

【交付申請書（第1号様式）に添付する事業計画書の様式（事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）に限る。）】

別紙5

令和元年度 自動車運送事業の安全総合対策事業計画書

1. 補助申請に係る事業の名称

事故防止コンサルティングに係る経費

2. 補助対象経費の区分

事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）

3. 補助申請に係る事業の内容

当該コンサルティングを実施する者（コンサルティング会社等）	当該コンサルティングの名称		
当該コンサルティングを受ける営業所名 （共同申請をする場合は事業者名も記載すること）	当該コンサルティングを受ける運行管理者及び 運転者数		
	営業所	運行管理者	名 運転者 名
	営業所	運行管理者	名 運転者 名
	営業所	運行管理者	名 運転者 名
当該コンサルティングの内容（当該コンサルティングが、自動車運送事業者の事故防止に資するものであり、対象事業者の事故発生状況等の分析、分析を踏まえた事故防止対策の提案及びコンサルティングを実施したことに対する効果の検証を含む内容であることがわかるよう、当該コンサルティングの内容を具体的に記載すること。）			
（必要に応じて当該コンサルティングのパンフレット等その内容がわかる資料を添付すること。）			

【交付申請書（第1号様式）に添付する事業経費所要額等調書の様式（事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）に限る。）】

別紙6

令和元年度 自動車運送事業の安全総合対策事業経費所要額等調書

1. 補助対象経費の配分及び使用方法

経費名	経費配分額 (税抜)	経費使用明細書	
		項目	価格(税抜)
事故防止コンサルティングに係る経費			

*経費使用明細書の根拠となる見積書、仕様書等を添付すること。

2. 収入等予定額明細表

負担区分	金額(税抜)	備考
① 国庫補助金申請額※		
② ① ③以外の者の負担額		
③ 補助事業者の負担額 (事業者名:) (事業者名:)		(負担方法を記入すること)
合計(=補助対象経費配分額合計)		

(複数の事業者が共同申請を行う場合は、③補助事業者の負担額欄に各事業者の負担額を記入すること)

3. 国庫補助金申請額の算出基礎

※「①国庫補助金申請額」の算出において、最終的に100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること

【事業実績報告書(第7号様式)に添付する報告書の様式(事故防止対策支援推進事業(社内安全教育の実施に対する支援)に限る。)]

別紙7

令和元年度 自動車運送事業の安全総合対策事業実績報告書

1. 補助事業に要した経費

経費名	経費配分額 (税抜)	経費使用明細書	
		項目	価格(税抜)
事故防止コンサルティングに係る経費			

*経費使用明細書の根拠となる見積書、仕様書等を添付すること。

2. 収入等予定額明細表

収入区分	金額(税抜)	内訳(税抜)	
		収入済額	収入未済額
① 国庫補助金申請額			
② ①以外の者の負担額			
③ 補助事業者の負担額 (事業者名:) (事業者名:)			
合計(=補助対象経費配分額合計)			

(複数の事業者が共同申請を行う場合は、③補助事業者の負担額欄に各事業者の負担額を記入すること)

※国庫補助金申請額の算出基礎

例: 補助金額 〇〇〇〇〇円

内訳 所定の補助率による補助金額の計算式(補助対象経費×補助率=補助金額)

3. 完了した補助対象事業の概要

コンサルティングの実績(営業所名、内容、期間、効果等)の概略を記載するほか、実際に当該コンサルティングで作成された報告書を添付すること。

4. 補助事業の完了年月日 令和 年 月 日

*その他補助事業が完了したことを確認するに足りる書類を添付する。